

回 (年 度)	問 題
第69回 (元年)	<p>問1 次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) 消費税法では、輸出免税制度が採用されており、消費税の課税事業者が、国内において行う課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条の規定に該当するものは消費税が免除される。</p> <p>イ この免除の対象となる取引及びその適用を受けるための要件について簡潔に述べなさい。</p> <p>なお、免除を受けるための要件については、その取引の態様ごとに、その取引に該当することを証明する方法を記載すること。</p> <p>ロ 輸出免税制度が採用されている理由について、国境を越えて行われる取引に係る消費税の課税の考え方に触れつつ、簡潔に述べなさい。</p> <p>(注) 消費税法第8条に規定する輸出品販売場制度及び消費税法以外の法令の規定により消費税が免除されるものについては、触れる必要はない。</p> <p>(2) 資産の譲渡等に該当しないものであっても、消費税法第30条の規定の適用上、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなされるものについて、具体例を挙げて述べなさい。</p> <p>問2 消費税法第37条第1項に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)に関して、次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) 個人事業者Aは、高齢となった父親Bが経営していた事業(ケーキの製造業)を1年前(前課税期間)に承継した。事業の承継前におけるBの年間の課税売上は約3,000万円(税込)で推移しており、Bは消費税の申告に当たり、簡易課税制度を選択していた。Aは、もともと不動産貸付業を営み、年間の課税売上は約2,500万円(税込)で推移し、消費税の課税事業者であるが、これまで簡易課税制度の適用を選択していない。</p> <p>Aは、事業の承継を機に設備を更新することとし、本年(当課税期間)において新たな製造用機械900万円(税込)の購入を行った。Aは、本年(当課税期間)までは、引き続き一般課税により消費税の申告を行うこととし、翌年(翌課税期間)から簡易課税制度の適用を受けたいと考え、年末末までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとした。</p> <p>なお、A、Bの事業は記載したものがすべてであり、それぞれの事業に係る課税売上は各年で一定であることを前提とし、また、A、Bはこれまで「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)を提出したことはない。</p>

回 (年 度)	問 題
第69回 (元年)	<p>この場合において、Aの翌課税期間における消費税の簡易課税制度の適用について、次の各項目に触れながら述べなさい。</p> <p>イ 簡易課税制度の適用要件</p> <p>ロ 消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合</p> <p>(2) 簡易課税制度における消費税額の計算においては、事業の種類ごとの区分（事業区分）に応じた一定の控除割合（みなし仕入率）を用いるが、消費税法令に規定する各事業区分に該当する事業の意義及び各事業区分に適用されるみなし仕入率について述べなさい。</p> <p>(3) 簡易課税制度の適用を受ける場合に、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額とされる金額について、原則的な計算方法及び複数の事業を営んでいる場合に適用できる特例的な計算方法について述べなさい。また、事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合の適用関係について述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たり、適宜算式等を用いることとして差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">(50点) (答案用紙：10枚)</p>